

日本語の使役文の文法的な意味

——「つかいだて」と「みちびき」——

早 津 恵美子

東京外国語大学

【要旨】 使役文の文法的な意味については様々な分析がなされているが、広く知られているものとして「強制」と「許可」に分けるものがある。本稿ではこれとは異なる観点から「つかいだて(他者利用)」と「みちびき(他者誘導)」という意味を提案する。この捉え方は「強制：許可」という捉え方を否定するものではないが、原動詞の語彙的な意味(とくにカテゴリカルな意味)との関係がみとめられること、それぞれの使役文を特徴づけるいくつかの文法的な性質があること、この捉え方によって説明が可能となる文法現象がいくつかあること、という特徴がある。そのことを実例によって示し、この捉え方の意義と可能性を明らかにした。そして、「強制：許可」と「つかいだて：みちびき」との関係について、両者はそれぞれ使役事態の《先行局面／原因局面》と《後続局面／結果局面》に注目したものと位置づけ得ることを提案した*。

キーワード： 使役文の意味、使役の原因局面、使役の結果局面、使役主の目的、語彙と文法

1. はじめに

使役文の文法的な意味として、「強制」と「許可」という大きな2類が広く知られている。

- (1) 母親が子どもに命じて窓ガラスを拭かせた。「強制」
- (2) 子供が留学したいというので、1年間だけ留学させることにした。「許可」

これがまちがっているというのではないが、これとは別の観点から、「つかいだて」と「みちびき」という捉え方を提案する。たとえば次の文は、強制の意味も許可の意味も表せる。

* 本稿の投稿原稿に対して、お二人の匿名査読者の方が細部にわたるまで詳しくお読みくださり、たいへん貴重なそして改稿に向けての懇切なご御指摘をいただいた。論の進め方、術語の概念、例文や例語の適不適をはじめとする様々なご指摘のひとつひとつについて考えなおすことによって本稿の趣旨を自らあらためて確認することができ、論述や表現の仕方を改めることができた。心より感謝申し上げます。本質的で大きなご指摘のいくつかについては今回改めることのできなかつた点もあり、それについては今後考えていきたい。

また、本稿の執筆までには、いくつかの研究会で口頭発表をさせていただく機会があり、出席者の方々から貴重な御意見や励ましをいただけたこともたいへんありがたいことだった。そして編集委員の方々にも様々なお世話になった。そのようなすべての方々はこの場を借りて御礼申しあげる。

(3) 太郎は花子に髪を切らせる。

そしてこの文の「髪」は「太郎の髪」である場合も、「花子の髪」である場合もありうるが、それぞれにおいて強制の場合も許可の場合もある。

I:「髪＝太郎の髪」という解釈

- a. 太郎は花子に指示して髪(＝太郎の髪)を切らせた。「強制」
- b. 太郎は、花子が「太郎の髪を切りたい」と言うので、そうさせた。「許可」

II:「髪＝花子の髪」という解釈

- a. 太郎は花子に指示して髪(＝花子の髪)を切らせた。「強制」
- b. 太郎は、花子が「髪(＝花子の髪)を切りたい」と言うので、そうさせた。「許可」

これらのうちIが「つかいだて」に、IIが「みちびき」にあたる。簡単に説明すると、「つかいだて」というのは、使役主体(他者の動作を引きおこす主体:(3)の「太郎」)が動作主体(動作を行う主体:(3)の「花子」)にある動作を行わせることによって使役主体がその結果を享受するという事態であり、「みちびき」は、使役主体が動作主体に動作を行わせることで動作主体自身がその結果を享受するという事態である。そして、使役文の文法的な意味としてこのような2類を認めることの可能性と意義として、次のことが考えられる。

- ・動詞の語彙的な意味との関係がみとめられる。
- ・それぞれの使役文を特徴づけるいくつかの文法的な性質がある。
- ・使役文と他のいくつかの構造の文との関係がみいだせる。

この「つかいだて：みちびき」というのは、「強制：許可」と同じく、人の意志動作の引きおこしを表す使役文(人が他者に何らかの関与をして他者の意志動作を引きおこすことを表す使役文)についてのものであり、人の無意志動作の引きおこし(「太郎は病弱で親を心配させた」)や事物の変化の引きおこし(「果汁を凍らせる」「物価を安定させる」)を表す使役文についてはあてはまらない。

なお本稿では、「使役動詞」「使役文」等を次のような意味で用いる。

「使役動詞」¹:動詞に使役接辞「-(サ)セル」のついた動詞(「運ばせる、すわらせる」)。

「使役文」:使役動詞を述語とする文(「太郎が後輩に荷物を運ばせる」「太郎が子供をいすにすわらせる」)。

「原動詞」:接辞「-(サ)セル」のつかない動詞(「運ぶ、すわる」)。

「原動文」:原動詞を述語とする文(「太郎が荷物を運ぶ」「太郎がいすにすわる」)。

このうち「原動詞」「原動文」²は、それぞれ「動詞／他動詞／自動詞」「他動詞文／

¹ 他動詞のうち「わる、切る、曲げる、回す、おろす、殺す」のように、対象に働きかけることでその変化を引き起こす(cause)という語彙的な意味をもつものを「使役動詞(causative verb)」「語彙的使役動詞」とよぶ立場もある(鶴尾1997、中右・西村1998、松本2000、他)。しかし本稿では「V-(サ)セル」という形態をとるものを使役動詞とする。

² 松下(1924)で、動詞に「-(サ)セル」「-(ラ)レル」がついたものが「使動」「被動」とされ、

自動詞文」とよぶこともあるが、「使役動詞」「使役文」と対比させるとき特にこのようによぶ。

2. 使役文の意味についての諸研究と本稿の「つかいだて：みちびき」

2.1. 先行の諸研究

人の意志動作の引きおこしを表す使役文の意味については種々の研究がなされてきている。早津（2007）にその流れをまとめたので、ここではそれにもとづいてごく簡単に紹介する。

早津（同）で述べたように、諸研究には大きく2つの立場がある。ひとつは、よく知られている「強制（誘発）：許可（許容）」³であり（以下では「強制：許可」という示し方で代表させる）、いまひとつは、あまり知られていないが山田（1908）による「指令作用：干與作用」である。このうち「強制：許可」にはさらに種々の捉え方があり概略2つにまとめられる。一方は、動作の実現に際して使役主体の意志と動作主体の意志のどちらが強いか注目するもので、青木（1977）をはじめとする諸研究、他方は、動作が実現するきっかけが使役主体にあるか動作主体にあるかに注目するもので、Shibatani（1973）、柴谷（1978）、佐藤（1986）に代表される諸研究である。

それに対して山田（1908）の「使令作用：干與作用」というのは、使役主体はどのような目的で動作主体にその動作を行わせるのかを考えるもので、使役主体が動作主体の動作を**方便**とするか否か、その動作が誰のためのものか、に注目される。次のような説明と例に両者の違いがうかがえる（山田1908: 381-388）。なお山田のいう「主者」「対者」はそれぞれ本稿の「使役主体」「動作主体」にあたる。

【使令作用】「其の作用を現実にせむと欲する主者ありて、しかも其の作用を自ら営為することなく、中間にある者を自家の**方便**として**使役**し以てその目的とする作用を現実にするをいふなり」「其の作用は**主者の為**に存して……」；例「使を遣りて喪を弔はしむ」「頼朝義経をして義仲を攻めしむ」

【干與作用】「其の作用の発現が主者によりて企てられ、対者其の影響を蒙りて其の所企の作用が対者によりて営為せらるゝ……。その作用の発動はたとへ主者の目的たりとはいへども、主者は之を以て自家の**方便**となすに**あらず**、唯そが対者にはあらはるれば、所企の目的は満足するなり」「其の作用は**対者の為**のものにして……」；例「教師生徒に課業を受けさす」「母子を眠らす」

山田（同）の「使令：干與」はあまり知られていないが、似た捉え方のうかがえるものとして松下（1924）等があり（早津2007参照）、本稿もこれらに多くを学ぶものである。

それらがつかないものが「原動」とされているのを参考にした。

³「放任」を加えるものや全体をさらに細分する論考もある（早津2007参照）。

2.2. 「強制：許可」と「つかいだて：みちびき」

「つかいだて：みちびき」は、はじめにも述べたように「強制：許可」という捉え方を否定するものでもこれと矛盾するものでもなく異なる観点からの分類であり、例(3)でもみたように両者は両立しうるものである(両者の関係については8節)。あらためて〈学生が花瓶を運ぶ〉〈子供が牛乳を飲む〉ことの引きおこしを表す使役文について考えると、「強制：許可」とする立場では、(ア)と(イ)が「強制」、(ウ)と(エ)が「許可」である。それに対して、山田(同)および本稿の捉え方では、(ア)と(ウ)が「使令、つかいだて」、(イ)と(エ)が「干與、みちびき」である。

- (ア) 先生は帰ろうとしている学生をつかまえて大事な花瓶を運ばせた。
- (イ) 母親は子供に無理やり牛乳を飲ませた。
- (ウ) 学生たちが「ほくたち気をつけて運びますから是非お手伝いさしてください」というので大事な花瓶を運ばせることにした。
- (エ) 子供が「もっと飲みたい」というので好きなだけ牛乳を飲ませた。

山田(同)の「使令：干與」、本稿の「つかいだて：みちびき」という捉え方に説明を加えると、(ア)と(ウ)は〈学生が花瓶を運ぶ〉ことは「先生」のためになされるのであって、「先生」が「学生」を「自家の方便として使役し」、自分にとって好ましい結果を生じさせるという事態である。「先生」の意志と「学生」の意志の強弱や、「先生」が誘発したのか「学生」が言い出したのかという違いよりも、「先生」が「学生」の動作の結果を享受するという点に共通性がある。一方、(イ)と(エ)は、〈子供が牛乳を飲む〉ことは「子供」のためになることであり、「母親」は「子供」を方便としているわけではない。ここでも、両者の意志の強弱やどちらが先に求めたのかという違いよりも「子供」自身が動作の結果を享受するという共通性によってまとめられる。

早津(2007)に述べたように、山田(同)でも「指令：干與」それぞれの使役文にみられる語彙的・構文的な違い(原動詞の意味的な性質や動作主体の文中での表され方の違い等)を示そうとされているが説明や例文に不明な箇所がある感もぬぐえず、また現代語について実証的に検証されたとはいいいにくい。本稿では現代日本語の使役文について、山田(同)を受けつぎつつ、原動詞の語彙的な意味との関係や使役文の構文的な特徴を探ることによって、「つかいだて：みちびき」という捉え方の意義を明らかにしたい。

3. 「つかいだて」と「みちびき」

原動文と使役文の本質的な違いは、主語が動作の主体であるか他者の動作の引きおこし手であるかという点である。

「太郎が荷物を運ぶ」——「太郎」は、〈運ぶ〉動作の主体

「太郎が荷物を運ばせる」——「太郎」は、〈運ぶ〉動作の主体ではなく、誰かに〈運ぶ〉動作を行わせる引きおこし手

使役文の主語が他者の動作の引きおこし手であるということは、使役文の構造として当然のことではあるが重要な特徴である。人（使役主体）が他者（動作主体）にある意志動作を行わせるとすれば、それはふつう何らかの目的あるいは意図があってのことであり⁴、そのことが使役文の性質に反映していると考えられるからである。

では、“人が他者に動作を行わせる”というのはどんな目的や意図からだろう。個々にはいろいろの場合があろうが大きく2つをとりだすことができる。

- ① 自分自身がある状態を享受したいという目的や意図をもち、そのために必要な動作を、自分で行うのではなく他者に行わせる。
- ② 他者にある状態を享受させたいという目的や意図をもち、その状態をもたらすのにふさわしい動作をその他者に行わせる。

それぞれもう少し詳しくみてみる。網羅できるわけではなくまた重なりもあるが、たとえば次のような場合があろう。

- ①・自分では能力的にできない動作、自分が行っても効果が望めない動作を、専門家などその動作を行うのにふさわしい能力をそなえた人に行わせる；「仕立屋に振袖をつくらせる」「業者に引越し荷物を運ばせる」「髪結をよんで日本髪を結わせる」
 - ・自分が主宰統括する事業や作業の一環としての動作を、他者に分担して行わせる；「全国から職人を集めて城をつくらせる」「学生に各自の持ち場を点検させる」「来客があるので太郎には掃除をさせ次郎には食卓を整えさせる」
 - ・社会的役割として自分のために働く立場にある人（使用人や訪れた店の店員等）に、任務としてその動作を行わせる；「運転手に送り迎えさせる」「秘書に書類をコピーさせる」「ウェ이터にメニューを持ってこさせる」
 - ・一時的に自分が行えない動作を身近な人に行わせる；「両手に荷物を持っていたのでそこにいた生徒にドアをあげさせた」「忙しいので妹に銀行へ行かせる」
 - ・自分がしたくない動作を誰かに代わりにやらせる；「遊びに行きたいので弟に掃除をさせる」「重い荷物を後輩に運ばせる」
- ②・他者の身体部位の物理的な状態が変化するような動作を行わせる；「子供に手を洗わせる」「園児に帽子をかぶらせる」
 - ・他者の生理的な状態が変化するようなことを行わせる；「子供に牛乳を飲ませる」「妊婦に栄養のある物を食べさせる」「疲れた選手を休ませる」

⁴ ある人の言動がたまたま他者の意志的な動作を引きおこすということもあるが（「父親のなげない言葉が子供を家出させることになった」）、使役文として周辺的である。

- ・他者の精神面（認識・理解）が変化するようなことを行わせる；「学生に入門書を読ませる」「生徒に公式を覚えさせる」「子供に英語を習わせる」
- ・他者の社会的な状況や立場が変化するようなことを行わせる；「子供を学校へ通わせる」「娘を結婚させる」「弟子を一人立ちさせる」
- ・他者に経験として何かをさせる；「園児に芋掘りを体験させる」「子供に東京見物をさせる」

この①と②の事態を表現する使役文が、それぞれ「つかいだて」と「みちびき」に相当する。使役主体にとっての目的や意図と動作の実現によって生じる結果に注目して規定するとそれぞれ次のようにいうことができる。

【つかいだて（他者利用）の使役】

- ・使役主体が、自分自身がある状態を享受したいという目的や意図をもち、しかしそのために必要な動作を自身が行うのではなく、それを実現させるにふさわしいとみなす他者（＝動作主体）を利用してそれを実現させる。これは、人が他者を道具・手段として利用するものであり文字通り「使役する」⁵ことである。
- ・動作主体がその動作を行うことによって、それをさせた使役主体や使役主体に関わるものの状態が変化する。

【みちびき（他者誘導）の使役】

- ・使役主体が、他者（＝動作主体）をある状態を享受するようにみちびきたいという目的や意図をもち、その状態をもたらすのにふさわしい動作を動作主体に行わせる。使役主体が動作主体を利用するわけではない。
- ・動作主体がその動作を行うことによって、動作主体自身の状態が変化する。

これをごく簡略にまとめおすと、つかいだての使役は、動作主体の動作によって生じる広い意味での動作の結果を使役主体が享受するという事態、みちびきの使役は、広い意味での動作の結果を動作主体自身が享受するという事態だといえる。そしてこの2類には原動詞の語彙的な意味が大きく関わっている。

4. 原動詞の語彙的な意味と「つかいだて：みちびき」

4.1. 語彙的な意味にもとづく動詞の分類

使役文の文法的な意味を考えるにあたり、動詞（人の意志的な動作を表す動詞）を、その動作が何に変化を生じさせることを志向して行われるかという観点から「対象変化志向の他動詞」「やりとり志向の他動詞」「主体変化志向の他動詞」「主体変化志向の自動詞」の4つに分けることが有効だと考える。この分類は、よく知られる動詞分類たとえば構文的な観点からの「他動詞：自動詞」、アスペクト的な観点

⁵ 文法用語としてではない「使役する」の意として国語辞典に次のような説明がある。「他人を使って仕事をさせること。」（『例解国語辞典』1956中教出版）、「人をつかって仕事をさせること。人に命じて職務につかせること。働かせること。」（『日本国語大辞典（第二版）』2001小学館）、「人を使って何かをさせること。」（『新明解国語辞典（第六版）』2005三省堂）。

からの「継続動詞：瞬間動詞：状態動詞：第四種の動詞」（金田一 1950）⁶、意志性の観点からの「意志動詞：無意志動詞」と同じく動詞の語彙的な意味（とくに「カテゴリーカルな意味」⁷）の反映された分類であるが、何に変化を生じさせることを志向して行われるかという観点から分類されたものは管見の及ぶ限りはない。ただし分類に際しては、金田一（1950）、奥田（1960, 1968-72）⁸、国立国語研究所（1972）、Hopper and Thompson（1980）、工藤（1982）から学ぶところが多かった。下に4つの類について簡単に説明する⁹。

(a) 「対象変化志向の他動詞」

事物に広い意味での変化を生じさせることを志向してそれに働きかけることを表す他動詞を「対象変化志向の他動詞」とよぶ。物の状態や事柄の状況を変えたり（「糸を切る」「制度を改める」）、物を他の物にとりつけたり他の物からとりはずしたり（「薬を肌に塗る」「壁のポスターをはがす」）、物や人を移動させたり（「机を教室に運ぶ」「客を部屋に通す」）することを表す動詞である。物や状況を新たに作りだすことを表す動詞（「城を築く」「組織を作る」）はすでに存在する事物への働きかけではないが、新たなものが生じるようにするという点で対象変化志向である。また、「台車をおす」「戸をたたく」といった物への接触は、必ずしも対象の変化を引きおこすわけではないが、結果として“台車が動く”“戸が音を発する、戸がへこむ”といった変化を生じさせるものであり、これらの動詞も広い意味で対象変化志向といえることができる。

切る、削る、洗う、修理する、閉じる、開封する、片付ける、とめる // (杯に酒を) つぐ、塗る、つける、埋める、植える、敷く、入れる // はがす、(箆笥から服を) 出す // 運ぶ、送る、おろす、持っていく、買ってくる¹⁰ // (人を部屋に) 通す、

⁶ Vendler (1967) の「accomplishment : action : achievement : state」もアスペクト的観点からの分類である。

⁷ 「カテゴリーカルな意味」は奥田（1974）の術語であるが、早津（2008）ではそれにならって「個々の単語の語彙的な意味のなかで、その単語のある文法的（形態的・構文的）な性質をうみだしている一般的な側面」と規定した。本稿でもそれに従う。

⁸ 奥田（1960, 1968-72）は、動詞の分類を直接行うものではないが、ヲ格名詞と他動詞との組み合わせ（連語）が構文・意味的な性質によって、大きく「(対象への) はたらきかけ」「所有(のむすびつき)」「(心理的な) かかわり」に分けられ、各級の連語をつくる動詞の例があげられている。それを見るとこの3級の連語をつくる動詞はそれぞれ本稿の「対象変化志向の他動詞」「やりとり志向の他動詞」「主体変化志向の他動詞」にほぼ一致する。ただし奥田（同）は主語述語の関係を問題にしない連語についての論考であるので、文について考える本稿の立場からは動作の再帰性にかかわる点等において動詞の分属がいくらか異なる（たとえば「着る」は、奥田（同）では「(対象への) はたらきかけ」であるが本稿では「主体変化志向の他動詞」である）。

⁹ 各級およびその下位級の説明やそれぞれの動詞例のより多くの提示は別稿に述べる予定である。本文の動詞例において「//」で区切ってあるのは下位類によるものだが、それについての説明もここでは割愛する。

¹⁰ 「V-テイク/テクル」の形である「持っていく、買ってくる」をあげたのは、これらが「移動に直接関係する格支配のうえで、(Vとは) ちがった性質をもっている」(宮島 1994: 440) ため「持つ、買う」とは別の動詞とみなせることによる。「持つ」は主体変化志向、「買う」

集める, 帰す // (火を) 弱める, 改める, ゆるめる // おこなう, 始める // 作る, こしらえる, 築く, 仕立てる, 建設する, 建てる, (穴を) 掘る // おす, ひく, たたく, もむ, なでる

(b) 「やりとり志向の他動詞」

人と人との間の物のやりとりを表す動詞 (広義の授受動詞) と情報のやりとりを表す動詞 (言語活動動詞) を合わせて「やりとり志向の他動詞」とよぶ。やりとりの方向によって, 「ゆずる, 言う」のように物や情報を主体から相手に向かって与える動きを表す動詞 (以下「授与・発信型」と, 「うけとる, 聞く」のように主体が相手から物や情報を受けとる動きを表す動詞 (「取得・受信型」) がある。

b-1 授与・発信型: 動作の実現によって, 与えたり伝えたりする相手が物や情報を保有する状態に変化する (「太郎が弟に辞書をゆずる」「太郎が花子に集合場所を伝える」)

支払う, 払う, (金を) 出す, 納める, 届ける, 貢ぐ, 売る // 伝える, 話す, 連絡する, 言う, しゃべる, (贈を) 流す

b-2 取得・受信型: 動作の実現によって, 主体が物や情報を保有する状態に変化する (「太郎が手紙をうけとる」「太郎が兄から事件の様子を聞く」)。

うけとる, もらう, ひきとる, 引き受ける, 借りる, 稼ぐ, 買う // 聞く, 聞きとる

(c) 「主体変化志向の他動詞」

他動詞のうち, 知覚, 思考, 理解, 調査, 習得, 経験等を表すものは, 対象を表すヲ格名詞と組み合わせるが (「絵を見る」「将来のことを考える」「原因を調べる」「本を読む」「琴を習う」), 結果として対象が変化するわけではなく, 動作によって主体が何かを感じたり認識したりあるいは知識や技能が身についたりという主体側の変化が生じる動作である。これらを「主体変化志向の他動詞」とよぶ。また, 摂食動作 (「パンを食べる」「水を飲む」) や身体部位への再帰的動作 (「服を着る」「腰をかがめる」) は, 結果として対象の量が減ったり位置が変わったりということが生じるが, 主体の生理・身体面にも変化が生じるのであり, これらはふつう対象の変化よりも主体の変化を生じさせるために行う動作であり, その点で主体変化志向である¹¹。他動詞の再帰用法とされるもの (「手を洗う」「胸

はやりとり志向の他動詞であって移動の出発点や到着点を表す場所名詞とは組みあわせにくい (「?学校に本を持つ」「?沖縄から泡盛を買う」, 「持っていく」等は「学校に本を持っていく」「沖縄から泡盛を買ってくる」ということができ対象の位置変化をもたらす動作を表す。「かつぐ, 背負う」も同様である。もちろんすべての「V-テイク」等にこの性質があるわけではない (「?銀座から酒を飲んでいく」)。なお「沖縄／蔵元から泡盛を買う」というときのカラ格は出発点というより売り手としての性質である。

¹¹ 工藤 (1982: 57-58) では, 「(主体の変化には) 主体自身の状態変化 (物理的, 化学的, 生理的, 心理的, 社会的変化など), 主体が何かにくっついたり, 何かから外れる変化, 主体の位置変化,

に名札をつける」)もこの類に準ずる。

見る, 聞く, 味わう // 考える, 検討する, 思いとどまる, 決意する // 理解する, 承認/承諾/承知する, 納得する, 信じ込む // 調べる, 調査する, (ゆくえを) 尋ねる, (様子を) うかがう, 探す // 読む, 習う, 習得する, 学ぶ, 覚える // 経験する, 体験する // 食べる, 飲む, 吸う // (腰を) かがめる, (目を) つぶる // 着る, ぬぐ, (靴を) はく, かぶる, 背負う, かつぐ, 持つ

これらは、いわゆる他動性のヒエラルキーにおいて下位になる動詞であるが、他動性が低いということとともに、むしろ主体変化性が強いといえることができる。

(d) 「主体変化志向の自動詞」

自動詞のうち意志動作を表すものは類として多様でなく、移動や起居動作（「公園へ行く」「床にすわる」）、社会的な関わりや活動（「許嫁と結婚する」「会社に勤める」「地元で働く」「実家の近くに住む」）を表すものにほぼ限られる。これらは、動作主体自身の位置や姿勢や社会的な立場や状況等に新しい状態をもたらすものであり、「主体変化志向の自動詞」とよぶ。

行く, 来る, 帰る, 去る, 外出する, 歩く, 走る, 泳ぐ // すわる, たつ, あおむく, うつむく, 横たわる, 乗る, 降りる // 結婚する, 一人立ちする, 独立する, 勤める, 通う, 入学/進級/入会する, 卒業/退学する, (人に) 接近する // 働く, 遊ぶ, 住む

以上の4類が、本節の初めに述べた「その動作が何に変化を生じさせることを志向して行われるか」という観点からの分類である。みてきたように本稿では「変化」を広い意味で捉えており、動作の対象である事物の物理的状態や位置や状況の変化だけでなく、動作の主体と相手との間に生じる所有関係の変化、動作の主体である人の生理面や精神面の変化、社会における他者との関わりや活動によって生じる変化といったものも含めて考えている。次節では、この分類と使役文の意味との関係をみていく。

4.2. 原動詞の4種と使役文の意味

人の意志動作を表す動詞を前節のように分けるとき、各類の動詞からの使役文の意味には概略次のような関係がある。すなわち、対象変化志向の他動詞と授与・発信型のやりとり志向の他動詞は第一義的にはつかいだての解釈に、取得・受信型の他動詞、主体変化志向の他動詞、主体変化志向の自動詞は第一義的にはみちびきの解釈になるという性質である。以下それぞれをみてみる。

主体が出現または消滅する変化など、種々のタイプの変化がある」とされ、「主体の変化を表している動詞」として「立つ, すわる」等の自動詞とともに「決心する, あきらめる, 理解する, 忘れる, おぼえる」「着る, はく, かぶる」のような思考や着脱を表す他動詞もあげられている。ただし摂食動詞は別の類とされている。

(a) 対象変化志向の他動詞からの使役文

この類の使役文では、動作主体が動作を行うことによって、動作対象となった物の様態や位置が変わったり（「後輩にユニホームを洗わせる」「女中に蒲団を敷かせる」「孫に肩を揉ませる」「生徒に荷物を運ばせる」）、新しい物が作りだされたり（「仕立屋に着物を縫わせる」）、新たな状況が生じたり（「仕事を始めさせる」という変化が生じる。次の文では「V-(サ)セル」のあとの線部において、対象に生じた新たな状態や、対象に変化が生じたからこそ行える後続の動作が述べられている（5.2.2節であらためて述べる）。

- (4) 「……。でも座蒲団の古いの、わたし気になって、仕立て直しさせて、ふくふくにする癖があるわ。つまり野暮なのね。」（時雨の記）
- (5) 十吉は……新治に合図をして、調革をエンジンにつけさせ、それを舟べりのローラア・シャフトに巻かせた。（潮騒）
- (6) 「彼は」食事も気儘に摂り、ひとり、家族とは別の時間に母親に用意させて食べる。（貧困の精神病理）
- (7) 未紀は……海からはいりこんだ水路をまたぐ短い橋のたもとでほくに車をとめさせた。未紀は車をおりて、水路にそって歩いていった。（聖少女）

事物に変化を生じさせるこういった事態は、使役主体がそれを実現させたい・実現させようという目的や意図をもち、自分ではそれをしないで他者（動作主体）に行わせ、使役主体自身はその結果を享受するというもので、つかいだての使役になじむ。

(b) やりとり志向の他動詞からの使役文

(b-1) 授与・発信型の動詞からの使役文では、動作主体からの授与や発信の相手が、(ア) 使役主体である場合と (イ) 第三者である場合とがある。そして (ア) の場合は授与や発信によって使役主体が新たな物や情報をもつようになり（「部長が課長に調査結果を（部長に対して）報告させる」）、(イ) では第三者が物や情報をもつようになる（「部長が課長に調査結果を住民に対して報告させる」）。このように、授与・発信型の動詞による使役文においては、使役主体が動作主体にその動作をさせることによって、使役主体の意図どおりに使役主体や第三者が物や情報を所有するという結果がつくりだされ、それはつかいだての使役になじむ。

- (8) それは、先生がヨーロッパ留学中、もっと金が必要だと親をあざむき、母親からその金を送らせては、オペラをみたり、旅行をしたりしたという話であった。（絵本）
- (9) 歌島丸には無線の設備がなかった。……そこで、艦船の無線長が、台風の進路や方向に関する情報を、逐一歌島丸の船橋へ連絡させた。（潮騒）

(b-2) 取得・受信型の動詞からの使役文では、動作の実現によって動作主体自

身が物や権利や情報を得た状態に変化する（「相手にお礼を受け取らせる」「孫に昔話を聞かせる」）。使役主体はふつう動作主体がそういった新たな状態を享受できるような動作をさせるのであり、使役主体がそれを享受するために動作主体を利用するというのではない。したがって、取得・受信型の動詞からの使役文はみちびきの使役になじむ。

- (10) 加世は松恵の器用さを見込んで、請合いものなから簡単な縫い物を廻してときどき小遣いを稼がせてくれたりする。（鬼龍院花子の生涯）
- (11) 「うちの奴の頬のひきつれは、莊十郎お前にもきかせておくが、あの海舟の野郎が江戸を売った時にな……」（霧の中）

(c) 主体変化志向の他動詞からの使役文

この類の使役文は、動作主体に事物を知覚させたり認識させたり習得させたり（「学生に原書を読ませる」「生徒に公式を覚えさせる」「新人に技術を習得させる」）、食物を摂取させたり（「子供に牛乳を飲ませる」）、衣服を着脱させたり（「孫に帽子をかぶらせる」）することを表す。したがって、それを行った動作主体には、知識や認識や技能が身につくという精神面での変化、食物を体内に摂りこんだ状態になるという生理面での変化、衣服を身につけたり脱いだりした状態になるという身体面の変化が生じる。使役主体はふつう動作主体がそうなることを目的として動作を行わせるのでこの類の使役文はみちびきの使役になじむ。

- (12) 簡黙雄勁な論説文を読ませることによって、現代日本人のともすればふやけがちな文体感覚を鍛えることはむしろ急を要する……（ことばと国家）
- (13) 保母さんは、……小さい子の口に「黒い実を」入れてやって味を覚えさせている。（「待ち」の子育て）
- (14) 泳げない子供を水のなかに放りこんで、泳ぎを自得させる教育法……（羊の歌）

(d) 主体変化志向の自動詞からの使役文

この類の使役文は、動作主体の位置や姿勢、社会的な状態等の変化を生じさせるものである（「発熱した生徒を家に帰らせる」「疲れた子供をいすにすわらせる」「弟子を一人立ちさせる」）。使役主体はふつう動作主体がそういった変化を享受できるようその動作を行わせるのでみちびきの使役になじむ¹²。

¹² 佐藤（1986）では、使役文の意味のひとつとして使役主体から動作主体への《利益付与》をあげ、原動詞の種類について「《利益付与》を表現する文にもちいられる意志動詞には、「たべさせる、のませる、くわせる」のような、人間の基本的な生理的欲求にかかわるもの、「もたせる、身につけさせる、（金を）つかませる、（金を）にぎらせる」のような、所有にかかわるもの、「やすませる、休養させる、休息させる、療養させる、避難させる、（ひぎを）くずさせる、復帰させる」のような、なんらかの拘束からの解放にかかわるものがおおい」（同：125）と述べている。これらの動詞は本稿でいう主体変化志向の他動詞と自動詞である。

- (15) 鮎太はそこで留吉と幸夫を家へ帰らせた。夕食を食べていないので腹が減ったと訴えたからである。 (あすなる物語)
- (16) 次女と末の娘は、雙葉高等女学校へ通わせて、洗礼までうけさせたが、 (羊の歌)

以上、原動詞の種類ごとに、つかいだての使役になじむか、みちびきの使役になじむかをみてきた。本稿で提案する動詞の4種5類と使役文の意味とは第一義的にはこの節でみたような関係である。そしてこれは、やりとり志向の他動詞の位置づけを再考するとさらに次のようにいうことができる。つまり、授与・発信型の動詞はやりとりされる物や情報(直接対象)のありかとやりとりの相手(間接対象)の所有状態の変化とを引きおこすので大きくは対象変化志向とみることができ、取得・受信型の動詞は主体が物や情報を得て変化するので大きくは主体変化志向とみることができる。このように考えると、原動詞の種類と使役文の意味との関係は、対象変化志向の動詞からの使役文はつかいだてになじみ、主体変化志向の動詞からの使役文はみちびきになじむという関係だといえる。

ただし、対象変化志向の動詞がみちびきを表現したり、主体変化志向の動詞がつかいだてを表現したりすることもある。そこにも一定の特徴がありそれについては6節で述べる。それに先立ちまず次節でそれぞれの使役文にみられる文法的な特徴の違いを確認する。

5. つかいだての使役・みちびきの使役を表す文の文法的な特徴

この節では、つかいだてを表す使役文とみちびきを表す使役文とにそれぞれの意味を支える文構造上の特徴がうかがえることをみていく。使役主体を「X」、動作主体を「Y」、原動詞を「V」、原動詞が他動詞である場合の動作対象を「Z」とすると、使役文の基本的な骨組み構造は「XガYニ／ヲ(Zヲ)V-(サ)セル」のように表される。5.1節では、基本構造の要素である使役主体(X)・動作主体(Y)・動作対象(Z)について考察する。次に5.2節では、使役文の基本構造としては表されないものの使役文の意味に反映する3つのこと(使役主体から動作主体への具体的な関与のしかた、使役事態によって生じる結果的な状態、使役主体が動作主体にその動作を行わせる目的)について、それらが基本構造の使役文を広げる副詞句等として、あるいは複文や連文の中に表されて、使役文の意味をはっきりさせている様子を確認する。

5.1. 基本的な骨組み構造の要素の特徴

5.1.1. 使役主体と動作主体との関係 (「XガYニ／ヲ(Zヲ)V-(サ)セル」)

つかいだての使役とみちびきの使役の違いは、まず動作主体の文中での明示のされ方、および使役主体と動作主体との関係に反映している。

《つかいだての使役》

動作主体が当該の使役文中に明示されているか否か、明示されていない場合に前後の文脈から特定できるか否かについて、つかいだての使役とみちびきの使役に違いがある。つかいだての場合、動作主体が文中に明示されていなくても不自然でなく通達上の問題もないことが少なくない。前後の文脈から判断できるように省略されているという場合もあるが、むしろそれよりも、つかいだての使役では、動作が実現して使役主体がそれを享受できるようになることに重きがあり、その動作を具体的に誰が行うかは重要な問題とならないことによる。

(17) 〔店に来た〕葉の客に出す為に特に焼かせたという昔の茶呑茶碗から、(家)

(18) その時、来客が二人あったので、わたしは自分の部屋に通させた。

(時雨の記)

(19) 花山院は、桜は花は結構だが幹や枝が不格好だ、梢だけを見るのが一番だ、と堀の外に植えさせた。(大鏡の人びと)

動作主体が明示されている使役文もちろんあるが、その場合、動作主体はその動作を行うのにふさわしい能力をそなえた人、その動作を役割として行うことが期待される人、使役主体にとって動作を頼みやすい身近な人である。実際の名詞としては、専門的な技能や知識をもった人を表す名詞（「職人、大工、仕立て屋、画家、技師、床屋、髪結、医者、看護師、按摩」）、社会的な役割や職務として他者にかわって何かを行ったり他者に仕えたりする人を表す名詞（「使い、秘書、部下、弟子、店員、ボーイ、従卒、女中、炊事係、書生」）、家族・学校・会社等の組織を構成する人を表す名詞（「細君、妻、子供、息子、娘、家人、家の者、生徒、社内の人」）等であり、人の固有名であってもこれらにあたる人である。

(20) 私は……前の年あたりから大工を入れ、新しい工事を初めさせていた。

(嵐)

(21) かづは着つけにかけりながら、女中に命じて運転手を呼ばせた。

(宴のあと)

(22) 重松は「被爆日記」を毛筆で清書することにした。今までペンで清書した部分は、シゲ子に毛筆で清書しなおさせることにして、〔「シゲ子」は「重松」の妻〕

(黒い雨)

なお、次例のように動作主体が特定のきわだった専門家であることもあるが、この場合の動作主体も自らの専門性を発揮することによって使役主体に奉仕する人であり、使役主体にとってはやはり道具・手段として利用する存在である。

(23) 屏風絵は当代きっての画家に描かせ、(大鏡の人びと)

(24) 波十郎は〔短刀を〕預かって帰り、城下で一番と言われる刀剣研師孫三郎に研がせ、終ってから奉行に返している。(夜の橋)

このように、つかいだての使役においては、使役主体は自らの目的のために動作主体を利用し生じた結果を自らのものとして享受する存在（事態享受者）であり、動作主体は使役主体の意を受けその実現のために手足・道具となりあるいは代理として動作をする存在（奉仕者・代行者）だといえる。2節でみた山田（1908）の「使役作用」における「中間にある者を自家の方便として」というのがまさにあてはまり、使役主体にとっての動作主体は、自己の拡大として捉えた他者、分身・道具としての他者といった性質である。

《みちびきの使役》

みちびきの使役では、動作主体は当該の使役文中に明示されていたり、そうでなくても前後の文脈から特定できたりする。みちびきの使役は動作主体こそが動作の結果を享受する人であるので、動作主体が誰であるかが通達上重要なことだからである。

- (25) 元禄の町人は二代目の嫡子にも競って遊芸を学ばせ、（日本文化と個人主義）
 (26) そういうわけで、学生に宿題として読ませる教材を選ぶ段になると、私の前にはきわめて限られた選択しかなかった。（アメリカと私）
 (27) 私たちは、卒園期の子どもには、もっともっと楽しいことをいっぱいやらせたい、いろんなことを経験させたいって気持ちでいっぱいなんです。
 （「待ち」の子育て）

ただし、みちびきの使役であっても一般論が述べられているときには（「学問をさせるととかく人間が理屈っぽくなっていけない」（こころ））、動作主体は不特定者である。

このように、みちびきの使役においては、使役主体は動作主体を誘導・育成し何らかの状態にみちびく立場にある人（誘導者・育成者）、動作主体は使役主体からの誘導・育成をうけて新たな状態にみちびかれる人（被誘導者・被育成者）である。使役主体と動作主体がこのような関係にあるというのは、具体的には、〔親-子供〕〔教師-学生〕〔師匠-弟子〕〔保母-幼児〕〔医者・看護師-患者〕といった場合である。そして、つかいだての場合と異なり、使役主体にとっての動作主体は、使役主体からの関与を受けて動作の結果を享受する、使役主体とは別の独立の存在としての他者である。

5.1.2. 使役主体・動作主体と動作対象との関係（「XがYにZヲV-(サ)セル」）

原動詞が他動詞であるときには動作対象（Z）があるわけだが、それが使役主体か動作主体のどちらと広義の所有関係にあるかについて、つかいだてとみちびきとで異なる。

《つかいだての使役》

つかいだての場合の動作対象は、使役主体の身体部位や所持品、使役主体の必要

とする物など、使役主体側のものである。

- (28) 「花子が髪結に髪を結わせる」「多江が古くなった座布団を仕立て直しさせる」
「太郎は母親に宿題をやらせた」「行友が字を書くと言って由美に墨をすらせる」

《みちびきの使役》

みちびきの場合の動作対象は、動作主体側のもの、すなわち動作主体自身の身体部位や、動作によって動作主体が摂取したり身につけたりするようになるものである。

- (29) 「医者が患者に目をつぶらせる」「先生が園児に手を洗わせる」「部長が部下に酒を飲ませる」「親が子供に帽子をかぶらせる」

5.2. 任意的な拡大要素の特徴

5.2.1. 使役主体から動作主体への関与のしかた (「XガVニ/ヲVi-テ, ~V2-(サ)セル」)

使役文は、使役主体が動作主体の動作を引き起こすにあたって動作主体にどのような関与をしたのか(命令したのか頼んだのか許したのか等)を文中に示すことなく使役性を表現できるのが特徴であるが(「親が娘に皿を洗わせる」)、関与の仕方を具体的に述べる必要があればそれを何らかの手段で表すこともできる。使役動詞を主節述語とする複文構造の使役文の従属節において関与のしかたを表すのがひとつの手段である(「親が娘に命じて/娘をおだてて皿を洗わせる」)。従属節述語はおもに動詞のテ形(「V-テ」)であるがどのような動詞が用いられるかに、つかいだてとみちびきとで違いがみられる。

《つかいだての使役》

つかいだての使役で用いられる「V-テ」には他者を自分の目的のために利用することを表す動詞がなじむ。たとえば、「(人)を使う」のように他者を利用することそのものを総括的に表す動詞、「派遣する」のように自分が望む動作を他者に行わせるためにその他者を適切な場所に赴かせることを表す動詞、「動員する」のように他者を自分のもくろみに巻き込むことを表す動詞、「頼む」のように他者に自分のための動作を依頼することを表す動詞、「介する」のように「介して」の形で動作の媒介性を表す動詞である。

〈使う〉類(利用性):「(人ヲ)使って、利用して、使役して」等

「職人を使って器を造らせる」「友人を利用して募金を集めさせる」

〈派遣する〉類(派遣性):「(人ヲ場所へ)派遣して、遣って、送って、差し向けて、遣わして¹³⁾等

「部下を現場に派遣して被害状況を調べさせる」「使用人を送ってコブラを作らせる」

¹³⁾ 山田(1908: 386)は、他動詞使役が使令作用となるときに動作主体が「~ヲ遣りテ/遣ハシテ」で表されることがあると述べている。

- 〈動員する〉類（巻き込み性）：「(人ヲ) 動員して，わずらわせて」等
 「学生を動員してポスターを貼らせる」「秘書をわずらわせて手紙を出させる」
 〈頼む〉類（依頼性）：「(人ニ) 頼んで，依頼して，注文して，誂えて」等
 「仕立て屋に {頼んで / 注文して / 誂えて} 振袖を作らせる」
 〈介する〉類（媒介性¹⁴）：「(人ヲ) 介して，通して，通じて」等
 「社長が通訳を介して感謝の意を伝えさせる」「執事を通じてこちらの事情を説明させる」

《みちびきの使役》

使役主体から動作主体の身体への接触や，動作主体の所有状態を変えるような関与が「V-テ」によって従属節に表現されるのはみちびきの使役になじむ。

- 〈抱く〉類（接触性）：「(人ヲ) 抱いて，かかえて，押して，(人ノ手ヲ) ひいて」等
 「けがをした中学生をそっとかかえて蒲団に横たわらせる」「子供の手をひいて歩かせる」「子供の尻を押して馬にまたがらせる」
 〈与える〉類（身体部位への付着性）：「(人ニ) 与えて，(人ノ口ニ) 入れて」等
 「幼児に芋の切れはしを与えてなめさせる」「菓を子供の口に入れて飲みこませる」

使役主体から動作主体への動作要求的な関与が表されることもあるが，つかいだての場合の「頼む，依頼する」等とは違って「勧める」のように相手にとって好ましい動作の促しを表す動詞である。

- 〈勧める〉類（推奨性）：「勧める，助言する，意見する，説く」等
 「娘に勧めて絵を習わせる」「孫に意見してアルバイトをやめさせる」

なお，どちらの使役にも現れる「V-テ」もある。「いう，命じる」等，種々の要求を伝え得る発話動詞，「(ドコへ) よぶ，連れてくる，連れていく」等，動作主体を使役主体の元へ来させたり使役主体とともに移動させたりすることを表す動詞，「おだてる，そそのかす，しかりつける」等，相手に何かを促してその気にさせるような態度的な関わりを表す動詞類である。これらの動詞が「V-テ」であると，次のように { } 内の左側だとかつかいだて，右側だとみちびきの解釈がまずなされる。

- (30) 「子供たちに言って {台所の窓を拭かせる：長靴をはかせる}」
 (31) 「部長が部下を自宅によんで {庭掃除をさせる：めずらしい酒を飲ませる}」
 (32) 「子供をおだてて {食器洗いを手伝わせる：ピアノの練習をさせる}」

¹⁴ 媒介性や利用性が顕著になると「(人ヲ) V-テ」の「V」は独立の動詞としての性質が希薄になり，単文の述語にしにくくなる（「? 通訳を介した。そして感謝の意を伝えさせた」 「? 職人を使う。そして器を造らせる」）。これらの「V-テ」は後置詞的である（早津 2013b）。

5.2.2. 結果的な状態 (「XガYニ／ヲ(Zヲ)V-(サ)セテ、Xガ……」)

使役動詞のテ形「V-(サ)セテ¹⁵」が従属節述語となり、主節に使役主体の動作が述べられるという構造の複文において、従属節に表現される使役事態と主節に表現される使役主体の動作との関係に、つかいだてとみちびきの違いがうかがえることがある。またこの複文に準ずる連文構造(2つ以上の文の連なりが意味的なまとまりをなす構造)においても同様である。

《つかいだての使役》

従属節において動作主体の動作によって物や空間に新たな状態が生じることが述べられ、その新たな状態になった物や空間を利用して使役主体が次の動作を行うことが主節で述べられるという複文構造(・連文構造)は、つかいだての使役の特徴である。

- (33) 医者は鳩尾の所〔に貼った膏薬〕を剥がして見せた。かなり甚く赤くなっていた。医者は細君に手拭いを湯で絞らせて、剥した跡をそれで拭いた。
(和解)
- (34) 電話口を離れると、彼は奥の方へ行って、老婆に茶を運ばせて、それをゆっくりと飲んだ。
(あすなろ物語)
- (35) 二人は……どんだん音を立てて階段を下りて行き、玄関をあけさせ、お世辞を受けて出て行ってしまった。〔玄関をあけさせソコカラ出て行く〕
(むらぎも)
- (36) 「手紙を開封させて読む」〔ソノ手紙ヲ読む〕、「半紙を出させて用件を書く」〔ソノ半紙ニ書く〕、「墨をすらせて宛名を書く」〔ソノ墨ヲ書く〕、「あるだけの帯を出させて選ぶ」〔ソノ帯カラ選ぶ〕、「食卓を片づけさせてワインを運ぶ」〔ソノ食卓へ運ぶ〕、「縁側を片づけさせて食事をする」〔ソノ縁側ヲ食事をする〕

次の例は上で、複文に準ずる連文構造としたものであり、先の例(7)もそうである(「とめさせたソノ車ヲおりる」)。

- (37) 安夫は……彼女のハンドバッグをあけて、鍵を出させた。扉をあけて、明子から先に押しこむと、すぐ締めた。〔出させたソノ鍵ヲ扉をあける〕
(花霞)

《みちびきの使役》

従属節において動作主体の状態に何らかの変化が生じることが述べられ、新たな状態になった動作主体に対して使役主体がさらに別の働きかけを行ったり、新たな状態になった動作主体とともに移動したりすることが主節に表現されるという構造は、みちびきの使役の特徴である。

¹⁵ 同じく連用の形である「V-(サ)セ」も含む。

- (38) 倫は…… {風呂から} 上がってきた須賀を鏡台の前に坐らせて、ほつれた鬢や髻を掻き上げてやった。〔坐ッタ状態ニナツタ須賀ノ鬢を掻き上げる〕
(女坂)
- (39) 伯母さんは私にも人なみに襷をかけ鉢巻をさせて表へつれだした。〔鉢巻ヲシタ状態ニナツタ私ヲ表へつれだす〕
(銀の匙)
- (40) 「病人を入浴させて身体をふく」〔入浴シタ病人ノ身体をふく〕, 「夫を入院させて睡眠療法をさせる」〔入院シタ夫ニ睡眠療法をさせる〕, 「犯罪者を矯正させて社会復帰への道を開く」〔矯正シタ犯罪者ノ社会復帰への道を開く〕

こういった文は、みちびきの使役の特徴が現れたものである。ただし、動作主体が新たな状態になっていることを使役主体が自身のために利用して結果を享受するという事態が主節で述べられることがあり（「梓は手紙を富美子に持たせて秋篠のところに使いにやった。」(恋の巢)), それはつかいだてである(6.2節)。

5.2.3. 使役主体の目的 (「……タメニ / ノニ / ヨウニ ……V-(サ)セル」)

「～ために」「～のに」「～ように」等の節に表されている事態の性質にも、つかいだてとみちびきの違いがうかがえる。

《つかいだての使役》

つかいだての使役における「～ために」等には、使役主体が行いたい事が表されている。そしてその事は、そのために必要な準備的な動作を動作主体に行わせその結果を使役主体が享受することによって実現可能になる。

- (41) 彼女は……伊勢海老の料理をつくるため, ……息子のテアミにとっておきの石油ランプを持たせてえびをとりに行かせた。
(南太平洋の環礁にて)
- (42) 中尉は、主人の火傷の治療をするのに, 得体の知れぬ透明な液体を看護婦に命じて塗らせておりました。〔場面:軍医である中尉が、患者である主人(話し手の主人)に対する治療行為の一環として看護婦に薬を塗らせている〕
(黒い雨)

《みちびきの使役》

みちびきの使役における「～ために」等に表されているのは、動作主体にとって好ましい状態であり、その状態は、動作主体が動作の結果を自ら享受することによって実現される。使役主体はそれを目的として動作主体に動作を行わせている。

- (43) 言葉の遅れをとりもどすためには, ……はだしで歩かせたり, 指先をよく使って刺激するように、っていわれたそうです。
(「待ち」の子育て)
- (44) 私の乳がよく出るようにと姑は一人で餅を搗き、毎朝味噌汁に入れて食べさせてくれた。
(女のこよみ)

5.3. 5節のまとめ

この節では、つかいだての使役、みちびきの使役、それぞれの文の特徴をみてきた。考察に際しては、文の文法的な意味をうみだすものとして、文をくみだてる部品としての単語のカテゴリカルな意味、文の部分としての単語や句の文中での機能、複文や連文構造に現れる諸形式などを考慮した。5節全体の考察を通して、使役文が「つかいだて」「みちびき」の意味を表すそれぞれの条件をある程度明らかにすることができたと考える。

6. つかいだての使役とみちびきの使役の相互移行

つかいだての使役であるかみちびきの使役であるかは、上でみたように原動詞が対象変化志向の動詞であるか主体変化志向の動詞であるかによって第一義的な解釈が決まってくる。しかしながら、対象変化志向の動詞がみちびきの使役を表現したり、主体変化志向の動詞がつかいだての使役を表現したりということもみられる。ただそれにもある程度の条件はみられる。ここではそれを具体的な用例で確認する。

6.1. 対象変化志向の動詞がみちびきを表現する場合

対象変化志向の動詞のうちには、その意味の特有な性質のゆえに、つかいだてだけでなくみちびきにもなじむ動詞類がある。たとえば《物への接触》を表す動詞の場合、動作主体が物に接触することを使役主体が利用・享受するような状況はつかいだてである（「私は両手に荷物を持っていたので弟にドアをたたかせた」「おばあさんは孫に肩をもませて気持ちよさそうにしている」）。一方、物に接触することは動作主体自身の触覚を刺激することにつながる。次例では、「なでる」ことによって動作主体が「梅の幹」「山本提督の顔」についての何らかの認識を得ることが重要であり、みちびきである。

- (45) 佐助は春琴を梅花の間に導いてそろりそろりと歩かせながら「ほれ、此処にも梅がござります」と一々老木の前に立ち止まり手を把って幹を撫でさせた。
(春琴抄)
- (46) ロイド・ジョージは眼を悪くしていたが、……山本提督、あなたの顔を見ることが出来ないのが残念だからせめて手で撫でさせてくれと言い出し、山本は、ジョージが熊の手のような毛だらけの手で、自分の顔を撫でまわすのをじっとそのままにさせていた。
(山本五十六)

また、やりとり志向のうち《発信》を表す動詞（「伝える、言う」等）は、基本的にはつかいだてになじむが、発信の内容や目的によってみちびきになることもある。使役主体が誰かに対して、その人にとって必要な情報を伝えたいと思い、そのために動作主体を利用するという事態はつかいだてである（先の例(9)も）。このとき動作主体（ ）は媒介者であって不特定の人でもよいのに対して、発信の相手（□）が誰であるかは重要である。

- (47) 甥が病んでいることを、せめて向島の女にも知らせて遣りたいと思った。言伝でもあらばと思って、人を通して電話で伝えさせた。(家)
- (48) 或る時には犬のその声を聞いて、例の隣りの大尽の家からは「ほんとうになんといううるさい犬だろう！」と、大きな声で子供が吐鳴るようなこともあった。彼は例の老細君が、自分の娘にそう言わせているのだと気がついて、この度し難い女に業を煮やした。〔場面：老細君が自分の娘を使って彼への文句を言わせている〕(田園の憂鬱)

一方、発話の内容が動作主体自身の考えや思いの発露である場合には、他者への情報伝達よりも発話することによって動作主体自身の気持ちが安定したり満足したりということが重要であり、その場合にはみちびきとなる。このとき、動作主体()は特定のその人であることが重要であるのに対して発話の相手が誰であるかはあまり問題とならない。

- (49) 「御病人がまえからもっているだけの悪たいをつかしておあげするのが、この職業〔注：看護婦〕だという気がするときもあります。洗いざらい云いつくさせてあげて、そのかたからすっかりいやなことばを抜いて、お見送りするんです。」(おとうと)
- (50) 「漱石は若い連中に好きなようにしゃべらせておいて、時々受け答えするくらいのものであった。(和辻哲郎随筆集)

さらに、対象変化志向の動詞の表す動作を**教育育成活動**の一環として動作主体に行わせる場合には、動作の結果を享受するのは当然ながら動作主体なので、みちびきの性質を帯びる。このことは特定の動詞類に限らず対象変化志向のいろいろな動詞に起こり得る。

- (51) 彼は先ずお仙〔注：精神がやや不安定な娘〕の話をした。あれまでに養育したのは姉が一生の大きな仕事であったと言った。薬の紙を折らせることも静かな手細工を与えたようなもので、自然と好い道を取って来たなどと言った。(家)
- (52) これからは男も家事ぐらいちゃんとできなければならない。そこで長男には家事をさせるようにしてきた。(男だって子育て)

6.2. 主体変化志向の動詞がつかいだてを表現する場合

動作主体に生じる変化を使役主体が何らかの目的で利用して享受するような場合にはつかいだての性質を帯びる。これは、《移動》《姿勢の変化》《社会関係の変化》を表す動詞にしばしばみられる。使役主体が自らの目的を達成するための手段として動作主体をどこかへ移動させたり(例(53)、先の(41)も)姿勢を変えさせたり(例(54))ある社会的状況においたり(例(55))するという事態である。

- (53) アパートを出るところで、大野は初めて勉に道子の死を知らせるのを忘れたのに気づき、急いで富子に引き返させた。(武蔵野夫人)
- (54) その男たちは皆、昔の友人である。彼はこまかく気を使っていた。女たちを男たちの間に坐らせ座を賑やかにしようと試みた。(潮騒)
- (55) 読売の政治部としては松元を使って山本に接近させておけば、……海軍大臣から次官経由という他社に知られぬルートでいいニュースが早くつかめる。
..... (山本五十六)

また、《調査》を表す「調査する、調べる、うかがう」等は、ある対象に対して調査活動を行いその結果として動作主体は何らかの情報を得て認識が変わるので主体変化志向の他動詞でありみちびきの使役になじむ（「生徒達に自分の町の歴史を調べさせる」「学生に卒論の第一段階として実態を調査させる」）。しかし次のような文ではつかいだてを表している。現実のできごととして、使役主体が動作主体に調査を行わせるのは使役主体自身の得たい情報を動作主体の活動を利用して手に入れるという場合があるからだろう（次例の従属節動詞「派遣して、やって」にも 5.2.1 節の特徴がうかがえる）。

- (56) 田中正造は、……佐部彦次郎を現地に派遣して、被害の実況を詳細に調査させた。(田中正造の生涯)
- (57) 吉野屋では、客が泊まっているひと間が、昼ごろになってもいっこうに人が出てくる気配がないので、不審に思って女中をやって様子をうかがわせた。(夜の橋)

《思考》を表す他動詞も主体の認識の変化をもたらすものであり、「教師が学生自身に卒論のテーマを考えさせる」ならばみちびきである。しかし、「課長が部下に新商品の販売計画を考えさせてその計画を専務に報告した」のように、使役主体が動作主体の思考活動の結果を利用する場合にはつかいだてである。

《自身の身体部位への物の付着》を表す動詞はまずはみちびきの使役にふさわしいが（「園児に帽子をかぶらせる」）、動作主体が何かを身につけたり所持したりする状態を、使役主体が自らのために利用するという場合にはつかいだてになる。たとえば動作主体に荷物や道具を所持させてその状態で移動させたり働かせたりという場合である。これは 5.2.2 節の最後で触れたことにあたる。

- (58) 乳母は、その浅田飴を一打と、シャボンを一打と、ガーゼ、タオル、洗い粉など、小僧にかつがせて、見舞に来たのですって。(時雨の記)
- (59) 臆病だった父は、女中のほかに屈強な書生までやとい、木刀を持たせて、毎晩家の周囲をまわらせました。(指と耳で読む)

6.3. 6 節のまとめ

以上みたように、対象変化志向の動詞からの使役文がみちびきであったり、主体

変化志向の動詞からの使役文がつかいだてであったりということが生じる。使役文の要素である「V-(サ)セル」の原動詞のカテゴリカルな意味は、使役文の文法的な意味をうみだす土台ではあるが、原動詞つまり「単語」のカテゴリカルな意味が使役文という「文」の意味に常にストレートに反映されるわけではないのも確かである¹⁶。これにはいくつかの要因がある。

ひとつは、動詞そのものに両面性（対象変化志向性と主体変化志向性）のそなわる動詞があることであり、《物への接触》《発信》《自身の身体部位への物の付着》を表す動詞がそうであった。また、現実世界における人と人との関係においてどういう動作をさせることが他者を利用することになりどういう動作をさせることが他者を誘導することになるのかは、必ずしも動作の種類と直接的に結びつくわけではない（上でみた、調査・思考や教育育成活動等）。さらに、動作主体による動作の結果を使役主体が享受するのと同時に動作主体もまた自身の動作の結果を享受するということもありうる。具体的な使役文には常にそのようなことがつきまとい、原動詞のカテゴリカルな意味と使役文の意味とにずれが生じることがある。

7. 使役文と他の構造の文との関係

「つかいだて：みちびき」という捉え方をすることで次のような現象との関係を見出せる。本稿ではそれぞれについて詳しく述べることはできないが簡単にみておく。

7.1. 使役文と原動文

使役文のうちには、使役動詞「V-(サ)セル」を原動詞「V」にかえても（「作らせる→作る」）同じ事態を指せるものがある。

- (60) 名刺はこないだ仲町で拵えさせたのがあるが、それを添えただけでは物足りない。〔≒拵えた〕(雁)

このような現象が生じるのはつかいだての使役の一部である。どのような条件が整っているときに生じるのかについては早津（2013a）で述べたのでここではいくつか例を示すのみとする。上の（60）と次の（61）は対象変化志向の他動詞から、（62）（63）は授与・発信型のやりとり志向の他動詞からの使役文である。

- (61) これによって、民間人が泣き寝入りをしなくていい実例を社会に示したい。星は弁護士に依頼し、この件の調査をはじめさせた。〔≒はじめた〕
(人民は弱し官吏は強し)
- (62) その年に、治憲は国神の春日大社と白子神社に内使を送って、ひそかに誓詞を納めさせた。〔≒納めた〕(夜の橋)

¹⁶ このことは、動詞のシテイル形のアスペクト的な（つまり文法的な）意味が、実際の具体的な文においては他の要素との関係その他で変わりうるものの、まずは動詞の意味的な種類（4.1節）によって、動作の継続か変化の結果の継続かであることと似ている。

- (63) 恐らくこの場合は、道長が噂を流させたのであろう。本人の口からは責任ある言葉をはかず、周囲の者を使って噂を流させ、それが世論となって熟するのを待つ。〔≒流した〕〔≒流し〕
(大鏡の人びと)

つかいだての使役では、誰が動作を行うかということよりも動作主体の動作によって使役主体側の物や状況に変化が生じそれを使役主体が享受することが重要である。5.1.1節でみたようにつかいだての使役における動作主体は使役主体の分身・道具としての存在である。このように実際の動作主体が没个性的で対象の変化のほうに重要である場合には、直接には動作を行わない関与者としての使役主体を「主宰者としての主体」とみなし対象に生じた変化を主宰者による引きおこしとみなして原動文で述べるのである。「秀吉が大阪城をつくった」という文(他動詞原動文)はしばしばいわれるように、具体的な「つくる」動作の主体ではなく事業の主宰者としての「秀吉」を主語にした文である。このような他動詞原動文があることが、使役文と原動文が同じ事態を指せることを支えているのである¹⁷。

7.2. 使役文と「V- テモラウ」文

「V- テモラウ」文は基本的に主語者が他者の動作によって恩恵を受けることを表す(「私は兄から将棋を教えてもらった」「忙しいので弟に銀行へ行ってもらう」)。使役文もある文脈において「V- テモラウ」文と同じ事態を指せることがあり、それが生じるのはつかいだての場合である。次の(64)(65)は対象変化志向の他動詞から、(66)(67)は授与・発信型のやりとり志向の他動詞からの使役文である。

- (64) 床屋がそうするままに、鶴川は眉の上下を剃らせるらしかった。〔≒剃ってもら] (金閣寺)
(65) 若いとき髪が大そう強く、ふつうの櫛では歯が折れてしまうところから、特に誂えて、黄楊の岩乗な櫛を製らせたのだそうである。〔≒製ってもらった〕
(宴のあと)
(66) 学生に通知したいことは、いちいちセクレタリーをわずらわせて葉書を出させる必要があった。〔≒出してもら] (アメリカと私)
(67) まとまった金が必要になって、安吉は平井に頼んで平井の知っている質屋を紹介させた。〔≒紹介してもらった〕 (むらぎも)

このような類似が生じるのは、つかいだての使役の他者利用性すなわち使役主体が動作主体の動作を利用してその結果を享受するという性質の現れである¹⁸。

一方、みちびきの使役の場合は、「V-(サ)セル」を「V- テモラウ」にかえにくい。

¹⁷ 井島(1988: 120-121)は、「壊れた時計を修理した」の「修理する」を「〈介在性〉のある他動詞」とし「～を修理させた」と類似すると述べている。

¹⁸ 佐藤(1986: 173)にも「使役主体の目的を実現するために相手にはたらきかける」ことを表す使役文の中には「その目的の実現によって使役主体が利益をうけとるばあいがある。これらの文は「～してもら]文と構造的にも意味的にもかさなる」とある。

もし言いかえると、動作主体の変化を使役主体が何らかの目論見で利用するなど使役主体側の事情でその動作を行わせるというニュアンスが生じる。

- (68) 「今夜はゆっくり寝るんだな」と、中学生をそっと抱いて蒲団に横たわらせてから、私は自分の部屋に帰ってきた。〔?横たわってもらって〕 (絵本)
- (69) 「{弟さんの} 喉頭結核がはじまれば食べられなくなるものねえ、今のうちにせつせと食べさせておくんだよ。食べ納めだよ。」「?食べてもらって¹⁹⁾ (おとうと)

なお、つかいだての使役を表す文のすべてが「V-テモラウ」文に類似するわけではない。「V-テモラウ」文は恩恵の与え手 (=動作主体) が一人称者であるとふつう不自然になるので (「? 太郎が私に本を買ってもらう」)、動作主体が一人称者である使役文は「V-テモラウ」にしにくい (「父は僕に庭掃除をさせた」〔?してもらった〕)。また「V-テモラウ」文は公的文章や公的立場からの発言にはふさわしくないので、使役文がそのような性質であるときには「V-テモラウ」にするのは不自然である (「衛生局は多額の補助金を与えている国内製薬を督励し、キニーネ製造の研究を急させた。〔?急いでもらった〕」(人民は弱し官吏は強し))。

7.3. 自動詞使役文と二項他動詞文、他動詞使役文と三項他動詞文

よく知られているように、形態的な対応のある自動詞と他動詞 (「帰る：帰す」)、他動詞と三項他動詞 (「着る：着せる」) において、それぞれ、自動詞からの使役動詞と他動詞 (「帰らせる」と「帰す」)、他動詞からの使役動詞と三項他動詞 (「着させる」と「着せる」) との間に意味的・構文的な類似が見られることがある (「先生が生徒を家へ {帰らせる ≡ 帰す}」「親が娘に服を {着させる ≡ 着せる}」)。人への働きかけを表すものとして次のような動詞がある。

- (a) 「帰らせる (<帰る):帰す」「通らせる (<通る):通す」「乗らせる (<乗る):乗せる」「集まらせる (<集まる):集める」「起きさせる (<起きる):起こす」等
- (b) 「着させる (<着る):着せる」「見させる (<見る):見せる」等

これらの使役動詞の原動詞「帰る、通る」「着る、見る」等を本稿の観点からみると (a) の原動詞は主体変化志向の自動詞、(b) の原動詞は主体変化志向の他動詞であっていずれもみちびきの使役になじむ動詞である。自動詞使役文と二項他動詞文、他動詞使役文と三項他動詞文とが似た事態を指すのはみちびきの使役の場合だ

¹⁹⁾ 動作主体が目上の人であるとき、「先生においしい物を食べてもらう/いただく」という「V-テモラウ/テイタダク」が可能であり、これは動作主体 (「先生」) が結果を享受している。しかしこのような、目上の人意志動作を引きおこす事態を使役文で表現すると不自然であることが知られており (「?? 部長においしい物を食べさせる」「?? 先生を立派な椅子にすわらせる」は何らかのニュアンスをこめて用いる場合以外は不自然)、こういった事態はそもそも「V-(サ)セル」では表されない。

といえる。さらに、「(衣服を身に)つけさせる」と「(衣服を)着せる」、「来させる」と「よぶ／よびだす／招く」のように形態的な対応のない動詞であっても、表現される事態として使役動詞文と他動詞文とが類似するものがある。詳しい考察はできないがいくつか例をみておく。

(a) 主体変化志向の自動詞からの使役文と二項他動詞文

この類似は、次例のような、人の移動や移動に伴う社会的な変化の引きおこしを表す自動詞からの使役文と、それらを表す他動詞文との間にみられる。

- (70=15) 鮎太はそこで留吉と幸夫を家へ帰らせた。夕食を食べていないんで腹が減ったと訴えたからである。〔≒帰した〕 (あすなろ物語)
- (71) 徴用を逃がれさせるため、矢須子を広島へ来させたのは僕の浅智恵からしたことだ。〔≒よんだ／招いた〕 (黒い雨)
- (72) 自分の実家に子どもを寄宿させて出身地の国立中学校へ通わせたいという親もいる。〔≒やりたい〕 (男だって子育て)

(b) 主体変化志向の他動詞からの使役文と三項他動詞文

これはまず、衣服の着脱を表す他動詞、摂食を表す他動詞からの使役文にみられ、人に物を付着したり与えたりすることを表す三項他動詞文に類似する。

- (73) 普段着でさえも友禪を着させている花子を、〔≒着せている〕 (鬼龍院花子の生涯)
- (74) わたくしは自分の趣味を重んじすぎたようでした。赤いものは一切つけさせず、わたくしの好みのままに彼女を装飾しようとしたのです。〔≒着せず〕 (天の夕顔)
- (75) ふるえていた二人を毛布につつんだり、葛湯を飲ませたりした。〔≒与えたり〕 (異母兄弟)

また、取得・受信型のやりとり志向の他動詞の場合にもみられる。(76)は動作主体が物を所有するようになる事態、(77)は動作主体が新たな情報を所有するようになる事態を表す使役文であり、授与・発信型の三項他動詞文に近くなる。他に「(褒美を)とらせる≒与える／やる」「買わせる≒売る」「持たせる≒与える／渡す」「得させる≒与える」等がある。

- (76) 庄九郎は……「松永様におめにかかりたいので」と、門番に銀を少々つかませた。〔≒渡した／与えた／やった〕 (国盗り物語・斎藤道三)
- (77) 安吉は法律のことは知らなかった。……しかし安吉は、とにかく経験したとだけを平井に聞かせた。〔≒伝えた／言った〕 (むらぎも)

以上のようにみちびきの使役文が人の変化の引きおこしを表す二項・三項他動詞文と近くなりうるのは、それが動作主体の状態変化を生じさせる事態であることによる。すなわち、みちびきの使役では使役主体から動作主体に何らか

の関与があったという間接性よりも、動作主体にどのような変化が生じたかを述べることに通達上の重きがある。したがって、人の変化の引きおこしを表す他動詞の中にそういった事態を表現できるものがあれば、使役動詞の代わりにその他動詞で表すこともできるのである。文構造の面でも、みちびきの使役文で動作主体を表すヲ格・ニ格の補語（「先生が生徒を帰らせる」「親が子供に牛乳を飲ませる」）は動作主体であるとともに変化する主体でもあり、それは二項他動詞文・三項他動詞文のヲ格・ニ格の補語と同じである（「先生が生徒を帰す」「親が子供に牛乳を与える」）。

7.4. 意志動作の引きおこしを表す使役文と無意志動作の引きおこしを表す使役文

本稿で対象とするのは意志動詞を原動詞とする使役文であるので、基本的には使役主体が動作主体の意志に関与し動作主体の意志によって動作が行われることを表す。しかし、みちびきの使役の中には使役主体が動作主体の身体に直接的に関与することによってその動作を引きおこすものがあり（5.2.1節でみた「(人ヲ)抱いて／(人ノ手ヲ)ひいて、～V-(サ)セル」）、その場合には動作の意志性が弱くなることもある。

- (78) ミホを抱いておっぱいをふくませている姿を、 (「待ち」の子育て)
 (79) 鬼政が……いきなり松恵の頭に掌をかけて仰向かせたとき、松恵は……恐ろしさに慄え上り、 (鬼龍院花子の生涯)
 (80) 彼の太い手が下りて来て、襟首をつかまえて、私を立たせた。 (金閣寺)

次の文には使役主体から動作主体への直接的な関与が表現されていないが、動作主体の姿勢の変化や運動は動作主体の積極的な意志によるものではない。

- (81) 寝椅子に毛布を敷いて、壬生をそこへかけさせ、 (時雨の記)
 (82) 昼間疲れさせれば夜眠ってくれるだろうと思い、窓を開け放して裸で日光浴をさせたり、手足を曲げ伸ばしして体操をさせたりした。 (重い歲月)

みちびきの使役は、主体変化志向の動詞が原動詞であるときになじむ使役だが、変化が身体の状態や姿勢の変化という物理的なものであるとき、その引きおこしは動作主体をいわば物扱いしその意志と関係なく変化を生じさせるようになることがある。したがってそのような使役文は原動詞が意志動詞であっても無意志動作の引きおこしに近くなる。

8. 「強制：許可」と「つかいだて：みちびき」と「使令：干與」

8.1. 「強制：許可」と「つかいだて：みちびき」

8.1.1. 使役事態のどの局面に注目するか

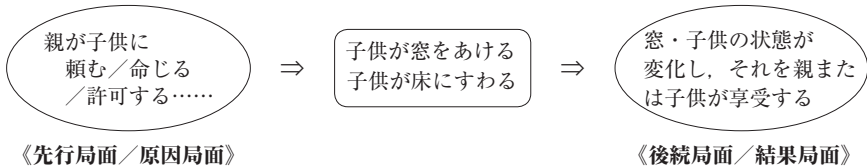
2.2節で、「強制：許可」という捉え方と「つかいだて：みちびき」とは矛盾するものではないと述べた。では両者はどのような関係にあるのか。本稿では両者は使

役事態のどの局面に注目するかという点で異なっていると考える。

「強制：許可」：使役事態の《先行局面／原因局面》に注目する

「つかいだて：みちびき」：使役事態の《後続局面／結果局面》に注目する

2.1節でみたように、「強制：許可」とする捉え方にも2つの観点のもの、すなわち、動作の実現に際して使役主体の意志と動作主体の意志のどちらが強いかに注目するものと、動作が実現するきっかけが使役主体にあるか動作主体にあるかに注目するものがあるが、いずれも使役事態に先行する原因的な局面に注目するものだといえる。それに対して「つかいだて：みちびき」は、使役主体は何を目的として、つまり、動作主体に動作をさせることによって、広い意味での動作の結果を**使役主体と動作主体のいずれが享受することをめざすか**、という結果的な局面が問題になっている。「強制：許可」と「つかいだて：みちびき」が矛盾しないのはこの故である。たとえば「親が子供に窓をあけさせた」「親が子供を床にすわらせた」という使役文は、親が子供に頼んだり命じたりして、あるいは親が子供の申し出や要求を許可して、「あける」「すわる」という動作を引きおこすことを表す。そして動作の結果として窓や子供に新たな状態が生じるが、それは親（使役主体）が享受することである場合も子供（動作主体）が享受することである場合もありうる。



日本語の使役文を《後続局面／結果局面》に注目して特徴づけることは日本語の使役文に結果含意性（動作主体が原動詞の表す動作を行うこと、少なくとも着手することを含意するという性質²⁰）があることに関係するものであり、その点からも無理のない捉え方だと思われる。佐藤（1986: 95）の次の説明は使役文の通達的な機能について述べたものだが、ここにも《後続局面／結果局面》への顧慮がうかがえる。

「（使役主体から動作主体への）《はたらきかけ動作》の具体的なしかたについてかたらない使役構造の文は、どんなはたらきかけをしたかということよりも、

²⁰ 「親が子供に窓をあけさせた」「親が子供を床にすわらせた」は、〈子供が窓をあける〉〈子供が床にすわる〉という動作の実現を含意し、「親が子供に駅まで荷物を運ばせた」も、「駅」に「荷物」が着いているかどうかはわからないが「運ぶ」動作が始まっていることは含意している。そのため「*子供に窓をあけさせたが、子供はあけなかった」「*子供に荷物を運ばせたが、子供は運ばなかった」は不自然である。したがって、日本語の使役文はいわゆる「動作要求文」（「～V-スルヨウ 頼む／命じる／依頼する」）とはその点で異なる（「子供に窓をあけるよう 頼んだ／命じた／依頼した」が、子供はあけなかった」といえる）。

はたらきかけた結果、相手がどんなうごきをしたか、相手にどんな変化が生じたかに関心をよせ、情報上のおもきをおくはなし手、聞き手にとってはわずらわしさをさけた便利ないかたである。」(下線、筆者)

本稿もこれと同趣だがいくらか異なるのは、佐藤(同)では「相手」(本稿の「動作主体」)の動きや変化のみに注目されているのに対して、本稿はもう少し広い範囲で結果面を捉えていることである。つまり、動作主体の動作が他の人や物に向かうものである場合には、動作の実現によって影響の及ぶ他の人や物の変化にも注目するということである。人の意志的な動作には、**動作主体自身の動きや変化を生じさせる動作**(「帰る」「着る」のような主体変化志向の動作)もあれば、**物あるいは動作主体以外の人に向かっていく動作**(「割る」のような対象変化志向の動作、「譲る」「借りる」のようなやりとり志向の動作)もある。そして動作主体にこれらの動作を行わせると、動作の種類に応じて、動作主体自身の動きや変化、物の変化、動作主体以外の人(使役主体や第三者)の動きや変化などが生じることになる。日本語の使役文に結果含意性があることからすると、使役文の意味を考えるにあたって使役事態の《後続局面/結果局面》に注目して「つかいだて」か「みちびき」かと捉えることは、日本語の使役文の特徴を生かした、あるいはそれに支えられた捉え方だといえる。

8.1.2. 文法的な現象としての性質

「つかいだて：みちびき」と「強制：許容」には、もうひとつ違いをみることができる。次の2つの文は他動詞使役文・自動詞使役文の基本構造の文だが、いずれも強制という状況も許可という状況も表すことができ、いずれかに決めることはむずかしい。

(83) 太郎は娘にケーキを切らせた。(他動詞使役文)

(84) 山田さんは娘を留学させた。(自動詞使役文)

次のようにこの文にいくつかの要素が加えられると、それぞれ a は強制、b は許可という意味を読みとりやすくなる。

(85) -a 太郎はいやがる娘にケーキを切らせた。／娘に無理やりケーキを切らせた。

-b 娘が やりたいとせがむので／やりたそうなので 太郎は娘にケーキを切らせた。

(86) -a 山田さんは娘の気持ちを無視して留学させた。

-b 娘が行かせてほしいというので山田さんは娘をアメリカに留学させた。

また、現実世界のいわば常識から判断してどちらかの意味を感じやすいということもある。たとえば「子供に人参を食べさせる」は、子供は人参が嫌いなことが多い

ので強制, 「子供をゲームで遊ばせる」は, 子供はふつうゲームが好きなので許可, という読みである。

このように, 「強制：許可」という意味は使役文の基本構造だけでは判断しにくく²¹, 使役文中の副詞的な成分や従属節あるいは前後の文等に表現されている事柄, 一般的な常識や予備的な知識等に支えられて読みとれるものである。また, 2.1 節でみたように「強制：許可」は使役主体と動作主体との間の意志面（動作実行に際してどちらの意志が強いか, どちらの意志が先に生じたか）の反映であるが, それも基本構造に支えられているわけではない。

では「つかいだて：みちびき」のほうはどうか。これも基本構造の文において完全にどちらかに決まるわけではない。しかし, つかいだてかみちびきかは, まずは原動詞の意味的な種類によって, 対象変化志向の動詞ならばつかいだて, 主体変化志向の動詞ならばみちびき, という第一義的な解釈がなりたつ。つまり, 「つかいだて：みちびき」は, 使役文の必須の要素である述語「V-(サ)セル」の原動詞の性質（カテゴリカルな意味）を土台としその反映としてうまれる文法的な意味だといえる。また冒頭で例(3)「太郎は花子に髪を切らせる」について, 「髪=太郎の髪」ならばつかいだて, 「髪=花子の髪」ならばみちびきになることをみたが, この違いは, 受身文「太郎は花子に髪を切られる」において, 「髪=太郎の髪」ならば持ち主の受身, 「髪=花子の髪」ならば第三者の受身（迷惑の受身）であるのと似たところがある。こういったことからすると「つかいだて：みちびき」は「強制：許可」よりも文法的な現象という側面が強いと見える。7 節でみたように使役文と他の構造の文との関係を考える際に「つかいだて：みちびき」が一定の有効性をもつのはそれ故だと思われる。

8.2. 「使令：干與」と「つかいだて：みちびき」

「つかいだて：みちびき」という捉え方は, 2.1 節で述べたように山田(1908)の「使令：干與」に学ぶものである。「使令：干與」も使役主体が何を目的として・誰のために動作主体の動作を引きおこすか, 使役主体が動作主体を方便とするか否かが重要な違いとなっている。また, 早津(2007)でみたように, 山田(同:385)では原動詞の種類にも言及があり, 使令は主として他動詞とくに「他に対して何等かの変態を惹起すが如きもの」に適し, 干與は他動詞からも自動詞からもつくられるとされている。本稿は山田の所説を認めたいうえで, 次のことを本稿なりに明確にし新たに特徴を見いだした。まず, 動詞の性質として, 人がその動作を行うことによって何に変化が生じるのかという観点から対象変化志向・主体変化志向という2つの類をみだし, それとの関わりで「つかいだて：みちびき」という意味を捉えたこと(4 節)が大きな点である。そしてそれぞれの使役文に構造上いくつかの違

²¹ いわゆるヲ使役・ニ使役（「生徒 |を／に| 家へ帰らせる」）との関係で, ヲ使役は強制, ニ使役は許可を表すとされることがあるが, それが実相にあわないことは, 国立国語研究所(1964), 早津(1999), 許(2005)で指摘されている。

いがみられることを積極的に確認した(5節)。また、使役文と他の構造の文との関係を考えるにあたって「つかいだて：みちびき」という捉え方が有効であることを簡単ではあるが述べたこと(7節)も特徴である。

山田(1908)の「使令：干與」は、山田自身のその後の論考、山田(1922a, 1922b, 1936)にはみられない。山田(1908: 381)においては「この二者は意義上区別あるもの」とし両者の文法的な特徴を探ろうとしているのだが、山田自身が結局そこに成案をみいだせずこれは単なる意味の問題であって「文典(文法書)」の論じるべき対象ではないとみなしたのかもしれない。また「使令：干與」は他の研究者の論考にもほとんど影響を与えていない。それは両者についての山田(1908)の説明が必ずしも明瞭とはいえないことや例文も所説を十分に裏づける説得的なものばかりでないことが要因だと思われる(早津2007)。山田においては「使令：干與」を文法論の問題として位置づけられなかったといえる。それは山田が語彙と文法とを理念的に区別しただけで、語彙と文法との相互関係つまり、単語の語彙的な意味(カテゴリーカルな意味)において語彙が文法の土台としてはたらいっているという捉え方がなされていなかったことによるのではないか。よく知られているように山田は日本語の動詞を他動詞・自動詞に分けることについて「文法上殆ど一の規律も必要もなき事」(山田1922a: 93)として否定的であったがそれもこの点からきていると思われる。とはいえ「使令：干與」という捉え方は現代語の使役文についても貴重であり、本稿はそれを発展させられたのではないかと考える。

9. おわりに

本稿では、使役文の文法的な意味として「つかいだて(他者利用)」と「みちびき(他者誘導)」をみいだした。これは原動詞のカテゴリーカルな意味に大きく関係するものである。そして「つかいだて：みちびき」は、従来いわれる「強制：許可」と矛盾するものでもそれを否定するものでもなく、両者は使役事態の《後続局面／結果局面》に注目するか《先行局面／原因局面》に注目するかという違いであり補いあうものである。そのように捉えたうえで、つかいだてとみちびきの特徴を明らかにした。

最後に、本稿でみてきたことと、使役文と他動詞文との関係を少し述べておく。ごく大雑把にいうと、他動詞文にはない使役文らしい特徴が発揮されるのは、ある動作を自身が行わないで他者に行わせることを表すつかいだての使役であり、他者に変化を生じさせることを表すみちびきの使役は対象変化の引きおこしを表す他動詞文に近いということである。そして、つかいだての使役は、動作主体の没主体性・道具性という性質が際立つときに主宰者主語の他動詞文(「秀吉が大阪城をつくった」という、他動詞文としては周辺的な文に類似することがあり、使役動詞とその原動詞とが同じ事態を表しうる(「V₁-(サ)セル≒V₁」:「つくらせる≒つくる」)(7.1節)。一方、使役文としては周辺的であるみちびきの使役は、対象変化の引きおこしを表す他動詞文に類似することがあり、そこでは使役動詞とは異なる他動詞

を述語とする他動詞文が使役文と似た事態を表す（「 V_1 -(サ)セル $\equiv V_2$ 」:「帰らせる \equiv 帰す」）(7.3節)。使役と他動との関係を明晰に述べることはむずかしいが、それを探るに際して使役文の意味のあり方を語彙と文法との関係を意識しつつ考えることは意義のあることだと思われる。

参考文献

- 青木裕子 (1977) 「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて—」『成蹊国文』10: 26–39. 東京: 成蹊大学文学部日本文学科研究室
- 早津恵美子 (1999) 「いわゆる「ヲ使役」「ニ使役」についての諸論考をめぐって」『語学研究所論集』4: 17–50. 東京: 東京外国語大学語学研究所.
- 早津恵美子 (2007) 「使役文の意味分類の観点について—山田孝雄 (1908) の再評価—」『東京外国語大学論集』75: 49–86.
- 早津恵美子 (2008) 「語彙と文法との関わり—カテゴリカルな意味—」『政大日本研究』6: 1–70. 台北: 国立政治大学日本語文学系.
- 早津恵美子 (2013a) 「使役文と原動文との似通い—使役と原動の対立の弱まり—」『日本語学研究』36: 23–43. ソウル: 韓国日本語学会.
- 早津恵美子 (2013b) 「使役文における動作主体を表す「(人ヲ) V-テ」の後置詞性と動詞性—語彙の意味の希薄化と文法的機能の形式化—」藤田保幸 (編) 『形式語研究論集』233–262. 大阪: 和泉書院.
- Hopper, Paul J. and Sandra A. Thompson (1980) Transitivity in grammar and discourse, *Language* 56: 251–299.
- 井島正博 (1988) 「動詞の自他と使役との意味分析」『防衛大学校紀要人文科学分冊』56: 105–135.
- 金田一春彦 (1950) 「国語動詞の一分類」『言語研究』15. (金田一春彦 (編) (1976) 『日本語動詞のアスペクト』5–26. 東京: むぎ書房, に再録).
- 国立国語研究所 (1964) 『国立国語研究所報告 25 現代雑誌九十種の用語用字 第三分冊分析』東京: 秀英出版.
- 国立国語研究所 (1972) 『動詞の意味・用法の記述的研究』東京: 秀英出版.
- 工藤真由美 (1982) 「シテイル形式の意味記述」『武蔵大学人文学会雑誌』13-4: 51–8.
- 許永新 (2005) 「日本語自動詞におけるヲ使役とニ使役の実証的研究」『東京大学言語学論集』24: 197–211.
- 松本曜 (2000) 「「教える／教わる」などの他動詞／二重他動詞ペアの意味的性質」『日本語意味と文法の風景—国広哲弥教授古稀記念論文集—』79–95. 東京: ひつじ書房.
- 松下大三郎 (1924) 『標準日本文法』東京: 紀元社.
- 宮島達夫 (1994) 「格支配の量的側面」『語彙論研究』437–461. 東京: むぎ書房.
- 中右実・西村義樹 (1998) 『構文と事象構造』東京: 研究社.
- 奥田靖雄 (1960) 「を格のかたちをとる名詞と動詞とのくみあわせ」言語学研究会 (編) (1983) 『日本語文法・連語論 (資料編)』151–279. (「編集にあたって」によると、1960年の研究会でのガリ版刷原稿が未公開だったものを収録したものという). 東京: むぎ書房.
- 奥田靖雄 (1968–72) 「を格の名詞と動詞とのくみあわせ」『教育国語』12, 13, 15, 20, 21, 23, 25, 26, 28. (言語学研究会 (編) (1983) 『日本語文法・連語論 (資料編)』21–149. 東京: むぎ書房, に再録).
- 奥田靖雄 (1974) 「単語をめぐって」『教育国語』36: 35–41. 東京: むぎ書房.
- 佐藤里美 (1986) 「使役構造の文—人間の人間にたいするはたらきかけを表現するばあい—」言語学研究会 (編) 『ことばの科学 1』89–179. 東京: むぎ書房.
- Shibatani, Masayoshi (1973) Semantics of Japanese causativization. *Foundations of Language* 9: 327–373.
- 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析—生成文法の方法—』東京: 大修館書店.
- Vendler, Zeno (1967) *Linguistics in philosophy*. Ithaca: Cornell University Press.
- 鷺尾龍一 (1997) 「他動性とヴォイスの体系—鷺尾龍一・三原健一『ヴォイスとアスペクト』1–106. 東京: 研究社出版.

山田孝雄 (1908) 『日本文法論』 東京：寶文館。
山田孝雄 (1922a) 『日本文法講義』 東京：寶文館。
山田孝雄 (1922b) 『日本口語法講義』 東京：寶文館。
山田孝雄 (1936) 『日本文法学概論』 東京：寶文館。

執筆者連絡先：

〒 183-8534

東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学大学院国際日本学研究院

e-mail: emihayatsu@tufs.ac.jp

[受領日 2014年3月11日

最終原稿受理日 2015年8月7日]

Abstract

The Meaning of Japanese Causative Sentences: 〈“*tsukaidate*” (exploitation)〉 and 〈“*michibiki*” (guidance)〉

EMIKO HAYATSU

Tokyo University of Foreign Studies

The meaning of causative sentences has been analyzed from various perspectives, a well-known analysis being the differentiation between “coercion” and “permission”. This paper takes a different viewpoint and proposes the concepts of “*tsukaidate*” (exploitation) and “*michibiki*” (guidance). This interpretation does not reject the “coercion” and “permission” interpretation but rather shows the following: a recognition of the relationship with the lexical meaning of the original verb (in particular, the categorical meaning), grammatical features characterizing the respective causative sentences, and grammatical phenomena that can be explained by this interpretation. Examples will be used to illustrate these features and to elucidate the potential significance and implications of this interpretation. Finally, on the relationship between “coercion & permission” and “*tsukaidate* & *michibiki*,” it is proposed that the former interpretation focuses on the “preceding phase/causal phase” and the latter on the “succeeding phase/resulting phase” of the respective causative events.